

先生各位

## 検査実施料新設項目のご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび保医発 0831 第 5 号にて検査実施料が新設されましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

## 記

《適用日》 平成 24 年 9 月 1 日より適用

《新規収載項目》

| 検査項目       | 実施料<br>判断料  | 医科点数表区分  | 当社実施状況 |
|------------|---|--|--------|
| EGFR 遺伝子検査 | 2,500 点<br>尿・糞便 (34 点)  | 「D004-2」悪性腫瘍組織検査<br>の「2」抗悪性腫瘍感受性検査<br>に準じる   |        |
|            | 注 釈   |  |        |
|            | 【改正後】<br>悪性腫瘍遺伝子検査は、固形腫瘍の腫瘍細胞を～(中略)～再度治療法を選択する必要がある場合にも算定できる。また、Scorpion-ARMS 法を応用したリアルタイム PCR 法を用いて EGFR 遺伝子検査を実施した場合は、抗悪性腫瘍剤感受性検査の所定点数を算定する。  | 【現 行】<br>悪性腫瘍遺伝子検査は、固形腫瘍の腫瘍細胞を～(中略)～再度治療法を選択する必要がある場合にも算定できる。  |        |
| 淋菌核酸検出     | 210 点<br>微生物 (150 点)  | 「D023」微生物核酸同定・定量検査の「2」淋菌核酸検出   | 未実施    |
|            | 注 釈   |  |        |
|            | 【改正後】<br>淋菌核酸検出は、DNA プローブ法、LCR 法による増幅と～(中略)～、SDA 法又は TMA 法による同時増幅並びに HPA 法及び DKA 法による同時検出法による。淋菌核酸検出は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体によるものである。ただし、男子尿を含み、女子尿を含まない。なお、SDA 法、PCR 法による増幅と～(中略)～又は TMA 法による同時増幅法並びに HPA 法及び DKA 法による同時検出法においては咽頭からの検体も算定できる。 | 【現 行】<br>淋菌核酸検出は、DNA プローブ法、LCR 法による増幅と～(中略)～又は SDA 法による。淋菌核酸検出は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体によるものである。ただし、男子尿を含み、女子尿を含まない。なお、SDA 法又は PCR 法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法においては咽頭からの検体も算定できる。 |        |

| 検査項目  | 実施料<br>判断料   | 医科点数表区分   | 当社実施状況 |
|---|--|---|--------|
| クラミジア・<br>トラコマチス核酸検出  | 210点<br>微生物(150点)  | 「D023」微生物核酸同定・定量検査の「2」クラミジア・トラコマチス核酸検出  |        |
|   | 注 釈  |   |        |
|   | 【改正後】<br>クラミジア・トラコマチス核酸検出は、PCR法、LCR法、～(中略)～、SDA法又はTMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法により、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体によるものである。   | 【現行】<br>クラミジア・トラコマチス核酸検出は、PCR法、LCR法、～(中略)～又はSDA法により、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体によるものである。 |        |
| 血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体<br>(IgG、IgM及びIgA抗体)<br><br>血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体<br>(IgG抗体) | 390点<br>免疫(144点)   | 「D006」出血・凝固検査の「20」血小板第4因子(PF4)と「D011」免疫血液学的検査の「6」血小板関連IgG(PA-IgG)に準じる         | 未実施    |
|   | 注 釈  |   |        |
|   | <p>ア 血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体(IgG、IgM及びIgA抗体)又は血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体(IgG抗体)はヘパリン起因性血小板減少症の診断を目的として行った場合に算定する。</p> <p>イ 血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体(IgG、IgM及びIgA抗体)又は血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体(IgG抗体)を行った場合には、区分番号「D006」出血・凝固検査の「20」血小板第4因子(PF4)及び「D011」免疫血液学的検査の「6」血小板関連IgG(PA-IgG)の所定点数を併せて算定する。なお、判断料については、免疫血液学的検査に係る判断料のみを算定する。</p> <p>ウ 一連の検査で、血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体(IgG、IgM及びIgA抗体)及び血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体(IgG抗体)を測定した場合は、一方の点数のみを算定する。</p> |   |        |